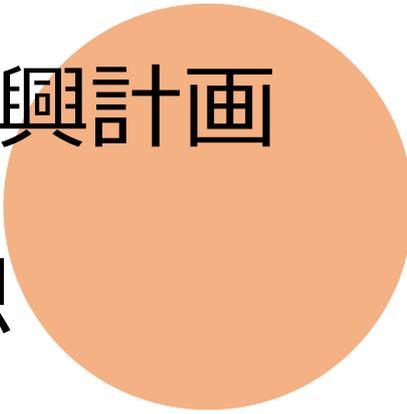




いの町第3次振興計画

基本構想



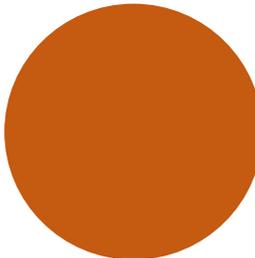
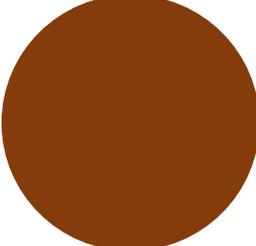
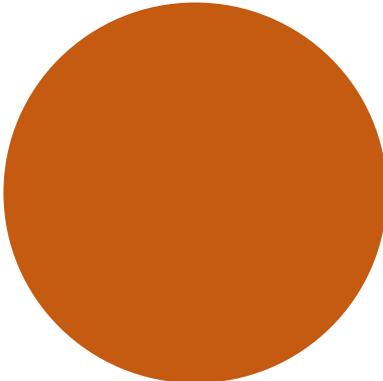
第1章 計画策定の趣旨・役割・構成・期間

第2章 計画の基本理念といの町の将来像

第3章 将来像実現のための基本方針

第4章 目標人口と土地利用構想

第5章 いの町の基本施策



【目次】

第1章 計画策定の趣旨・役割・構成・期間	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の役割	2
第3節 計画の構成と期間	3
1 計画の構成	3
2 計画の期間	4
第2章 計画の基本理念といの町の将来像	5
第1節 いの町の基本理念	5
第2節 いの町の将来像	6
第3章 将来像実現のための基本方針	7
第1節 いの町の基本方針	7
第4章 目標人口と土地利用構想	8
第1節 目標人口	8
第2節 土地利用構想	9
第5章 いの町の基本施策	11

第1章 計画策定の趣旨・役割・構成・期間

第1節 計画策定の趣旨

平成16(2004)年10月1日に県内トップを切って合併し、新町「いの町」が誕生しました。合併後、初めての総合計画であった「いの町第1次振興計画」は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会において、アンケートや説明会における町民の皆様の合併に対する思いなどを反映して策定した「いの町建設計画」の内容を尊重しつつ、時代に即応した新たな仕組みを構築し、中長期的な視野に立った町政運営の基本方針を示すとともに、町民と行政がそれぞれの役割と責任のもとに協働して進める新しいまちづくりのための指針として作成されました。

「いの町第2次振興計画」は、「いの町第1次振興計画」を継承し、少子高齢化社会の進行、人口減少社会への対応、大規模な自然災害への対応、厳しさを増す地方財政への対応といった本町を取り巻く社会情勢を踏まえて、目指すべき将来像として「豊かな自然と心に出会えるまち・いの -森林と清流を後世の子どもたちに-」を掲げ、それを実現するための指針として、これまで様々な施策を展開してきました。

しかしながら、本町においても少子高齢化の急速な進行に歯止めがかからず、「第2期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンで掲げた目標人口を下回っています。また、地球温暖化や新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、新たな生活様式が求められるなど、世界的な情勢は、大きく変化しています。

さらに、中山間地域対策や南海トラフ地震対策、気候変動に伴う激甚化・頻発化する水災害などの自然災害への対応、感染症対策など安全・安心が強く求められている一方、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれていることから、行財政運営の一層の効率化を図り、新しい自治体経営を進めていくことが求められています。このため、まちづくりの共通目標として、また、いの町の新たな経営指針として、ここに「いの町第3次振興計画」を策定します。

第2節 計画の役割

いの町振興計画は、様々な行政活動の基本となる自治体の最上位計画です。本計画を策定する趣旨や位置づけを踏まえ、次のような役割を持つ計画として策定します。

(1) まちづくりの共通目標

いの町民に対して、これからのまちづくりの方向性や必要な取組を発信・共有し、町民の方が、積極的かつ主体的な参加・協働を図っていくための共通目標となる計画とします。

(2) 行政の総合的な経営指針

いの町行政において、地域主導のもと自立した行政運営を実現し、将来に渡って持続可能な経営をしているための総合的な指針となる計画とします。

(3) まちの取組を情報発信

本町の取組を国や高知県、周辺自治体に対して示していくとともに、必要な施策や事業をまちとして主体的に要請していきます。また、全国に向けていの町を積極的に情報発信していく計画とします。

第3節 計画の構成と期間

1. 計画の構成

- 本町においては、平成27(2015)年度に「いの町第2次振興計画」を策定し、まちの将来像実現に向けて、各種施策を積極的に推進してきました。また、「第2期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)を策定し、人口減少と地方創生の実現に向けて実効性のある施策を重点的に取り組んできました。
- 「いの町第2次振興計画」と「第2期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和6(2024)年度に計画最終年度を迎えます。本町では、人口減少対策が依然として重要課題であることや、町職員が、計画の実行・推進を行うために、振興計画と総合戦略を一体的に検討し、整合性の取れた計画としていく必要があります。このような状況を踏まえ、いの町第3次振興計画の基本計画の中に、総合戦略を位置づけ、2つの計画を一体的に策定します。
- 上記を踏まえ、本計画の構成は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

図1 振興計画の構成

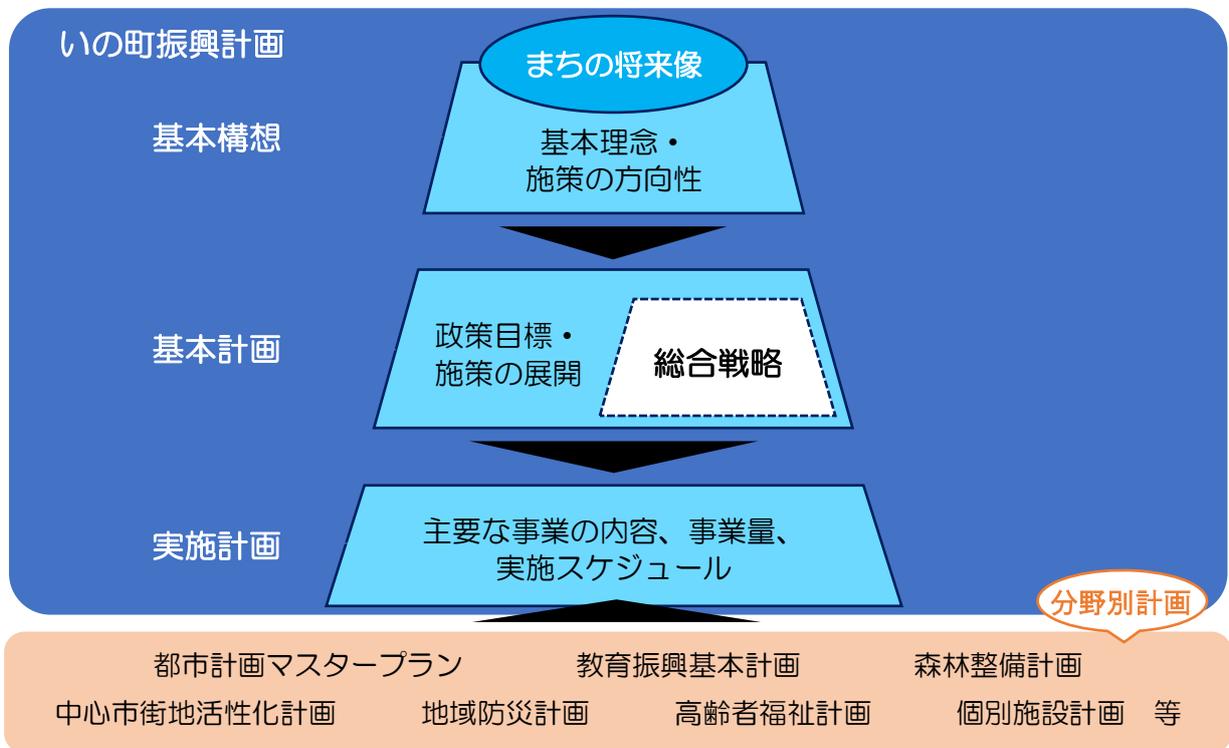


表1 振興計画の構成及び内容

構成	内容
基本構想	本町の目指すべき将来像とそれを実現するための基本理念や施策の方向性を示すもので、計画全体の方針となるものです。
基本計画	基本構想を受け、各行政分野における具体的な施策や事業を示すものです。社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、計画期間を前期と後期に分けて策定します。
総合戦略	人口減少の克服、地方創生を目的とする「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略を包含します。
実施計画	基本計画に基づき、主要な事業の内容、事業量、実施スケジュールを示します。基本計画に定めた事業の優先度を定め、財政面や事業面等で実効性を持たせるものです。

第2章 計画の基本理念といの町の将来像

第1節 いの町の基本理念

いの町第2次振興計画では、「豊かな自然環境や地域資源を活かした魅力あるまちづくり」、「心の豊かさを実感できるまちづくり」、「人が集い定住できる魅力あるまちづくり」、「住民参画による活力あるまちづくり」という4つの基本理念を基に、施策や事業を進めてきました。

いの町第3次振興計画においては、これら4つの基本理念を引き継ぎながら、現在の社会情勢に対応できる持続可能なまちを目指していきます。町民・団体・事業者などと行政が手を取りあい、携えながら協働し、共通の目標に向かって活力あるまちづくりを進めていく必要があります。

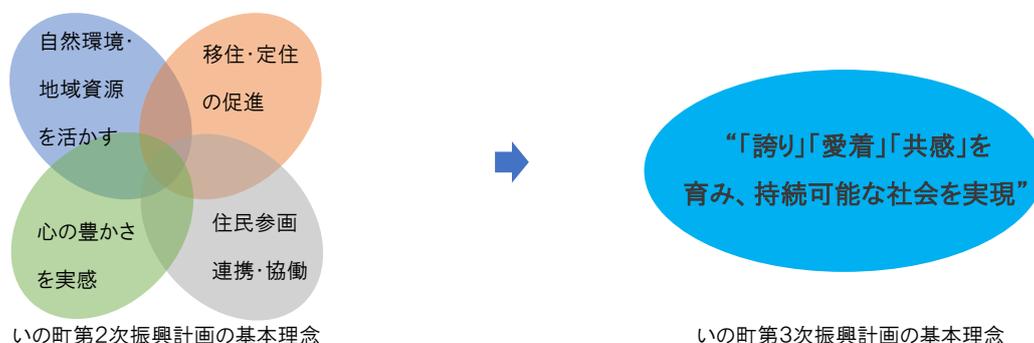
【いの町におけるまちづくりの基本理念】

“「誇り」「愛着」「共感」を育み、持続可能な社会を実現”

近年、まちづくりにおいて、シビックプライド(Civic Pride)という言葉が、我が国においても使われるようになってきました。シビックプライドとは、都市に対し住民が「誇り」「愛着」「共感」を持ち「まちのために自ら関わっていかうとする気持ち」のことです。全国的なまちづくり活動を真摯に実践している事例においてもキーワードは、地域への『誇り=愛着=共感』です。いの町のそれぞれの地域に存在する“独自性”や“特徴”を共有し、全町民がいの町に『誇り=愛着=共感』を持ち、いの町をより良い場所にするため事業、施策、活動に取り組むことが求められています。皆が一丸となりまちの未来をつくっていく、「当事者意識」を伴う“誇り”を育むことが重要です。

また、平成27(2015)年、国連総会において、向こう15年間の新たな持続可能な開発の指針で「持続可能な発展(開発)」のための2030アジェンダ[※]として SDGs(Sustainable Development Goals)が採択されました。複雑化する社会的、経済的、環境的課題を幅広くカバーする17の目標と169のターゲットから構成されています。社会情勢や潮流を受け、大きな転換期を迎える現代において、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような「環境」と「開発(発展)」を、互いに反するものではなく、共存し得る活動を考え、推進していきます。

図3 いの町第3次振興計画の基本理念の考え方



[※]2030アジェンダとは…人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言及び掲げられた目標。この目標が、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」となる。

第2節 いの町の将来像

いの町の将来像は、

“豊かな自然と心に出会えるまち いの ”
— 誇りに思い、住み続けたいまち —

本町は、石鎚国立公園や工石山陣ヶ森県立自然公園に指定されている森林、そして、日本一の清流として評判の高い仁淀川や四国三郎吉野川水系の源流を有しており、風光明媚な滝や溪谷など、豊かな自然があり、その水辺空間のたたずまいには心癒されるものがあります。そして、歴史や風土、文化や伝統に培われ育まれてきた伝統産業や多彩な地域資源などが渾然一体となった彩りあるまちです。

また、豊かな自然環境や先人たちが築いてきた歴史や文化を守り、継承する中で、昔から、人と人の心のつながりやふれあいを大切にし、心の豊かさを育んできました。

私たちは、みんなが手を取り合い、この豊かな自然と文化、人々の心の豊かさを守りながらしっかりと引き継ぎ、地域に住む誰もが、いの町を誇りに思い住み続けたいと思う、そして、一度外に出て行った子どもたちも帰って来なくなる、そのような、「誇りに思い、住み続けたいまちづくり」を進めていきます。



第3章 将来像実現のための基本方針

第1節 いの町の基本方針

いの町における基本理念やまちの将来像の実現に向けた基本方針は、以下に示す6項目です。

1. 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり（自然環境・生活基盤）



- 1 自然環境との共生
- 2 快適な生活基盤の整備
- 3 安全な住民生活の確保

2. 安心とやさしさのある健康と福祉のまちづくり（健康・福祉）



- 1 健康づくりと医療サービスの充実
- 2 出会い・結婚・子育て支援
- 3 福祉の充実

3. 多彩な産業と観光が展開され、活力あるまちづくり（産業・観光）



- 1 農林畜水産業の振興
- 2 商工業・観光業等の振興

4. 人や文化を育む心豊かなまちづくり（教育・文化）



- 1 学校教育・幼児教育・保育の充実
- 2 地域とともにある学校づくり
- 3 学び続けられる生涯学習社会の実現

5. 住民と行政の連携・協働によるまちづくり（連携・協働）



- 1 コミュニティの育成
- 2 人権の尊重と男女共同参画社会の促進
- 3 住民参画による行政運営

6. まち・ひと・しごと創生総合戦略



- 1 産業活性化と安定した雇用を創出する
- 2 新しい人の流れをつくる
- 3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、仕事と子育てが両立できる環境を整備する
- 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

第4章 目標人口と土地利用構想

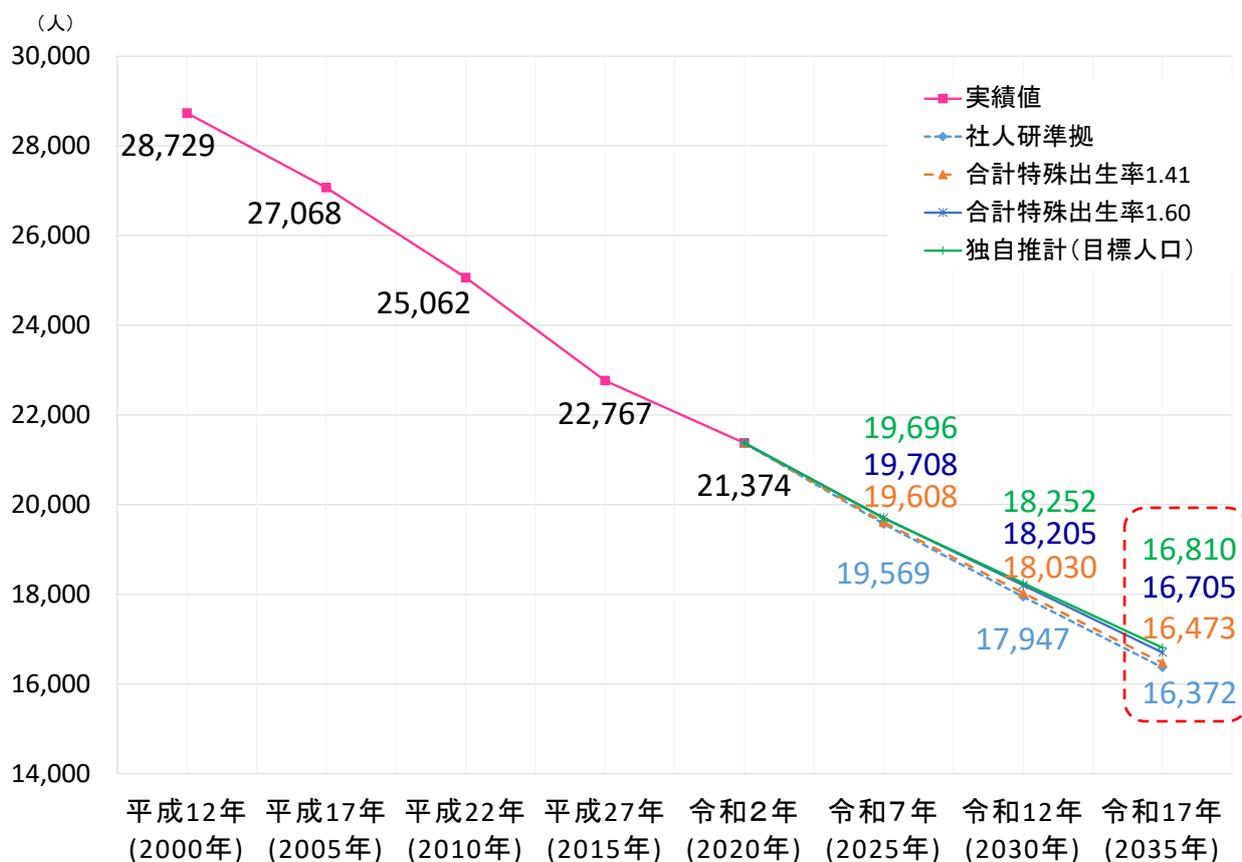
第1節 目標人口

本町の人口は年々減少しており、国勢調査によると、令和2(2020)年の人口は21,374人、平成12(2000)年から20年間で7,355人減少しており、今後も減少傾向が続くと予想されます。

将来人口の推計として、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の基準による推計では、10年後の令和17(2035)年には5,002人減少し、16,372人となる予測結果が出ています。また、合計特殊出生率を1.41とした推計では令和17(2035)年に16,473人、合計特殊出生率1.60では16,705人となります。さらに、10年間で移住・定住人口の増加+350人(年間35人)目指す数値を加味した独自推計結果は、令和17(2035)年に16,810人となる推計結果が出ています。

本町における人口の将来展望としては、各種施策を展開し、出生数増加、転入者の増加と転出者の減少により、令和17(2035)年で16,810人≒17,000人の人口を目標とします。なお、現在の推計において、令和47(2065)年までの推計値を算出しておりますが、本基本構想の計画期間が終了する段階で、見直しを図り、計画対象期間である10年間の人口ビジョンを検討します。

図4 将来人口の推計



目標人口 17,000人(令和17年度)

第2節 土地利用構想

1. 土地利用の基本方向

基本理念、基本目標・将来像の実現に向け、合理的・計画的なまちづくりが進められるよう、主要地域の土地利用にかかわる基本的な考え方を定めます。農業地域、森林地域、都市地域、自然公園地域、自然保全地域、それぞれの土地の特性を踏まえて、周辺環境との調和を図りながら、今後の土地利用動向を確認しつつ、関係機関と協力して、適正かつ計画的な土地利用を図ります。

(1) 都市地域



「都市地域」は、都市計画区域とします。立地適正化計画における居住誘導区域においては、生活環境や住環境の基盤整備、移住・定住の受け皿の整備等を進めます。利便性・安全性に配慮した居住空間としての機能を一層強化し、行政拠点機能や教育・文化機能、商業機能、交流拠点機能などの多様な都市機能をコンパクトに配置します。また、公共交通で各エリアを繋ぐことで、人々が集う魅力ある市街地環境づくりに努めます。

また、市街化調整区域は良好な自然環境を守ると共に、高知西バイパス IC1km以内でのまちづくりの方針に沿った企業誘致や同じく高知西バイパス IC1km周辺、国道・主要県道周辺での地区計画による企業誘致を推進します。

(2) 農業地域



「農業地域」は、農業振興地域整備計画に基づく農振農用地とします。農業生産基盤の維持と整備された農地の保全及び有効利用を進めて、地域計画では、地域の農業を持続していくために、いの町の基幹産業を支える地域として、長期的に活用していきます。

(3) 森林地域



「森林地域」は、国有林及び地域森林計画対象民有林とします。地域森林計画対象民有林については、町民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進します。

(4) 自然公園地域



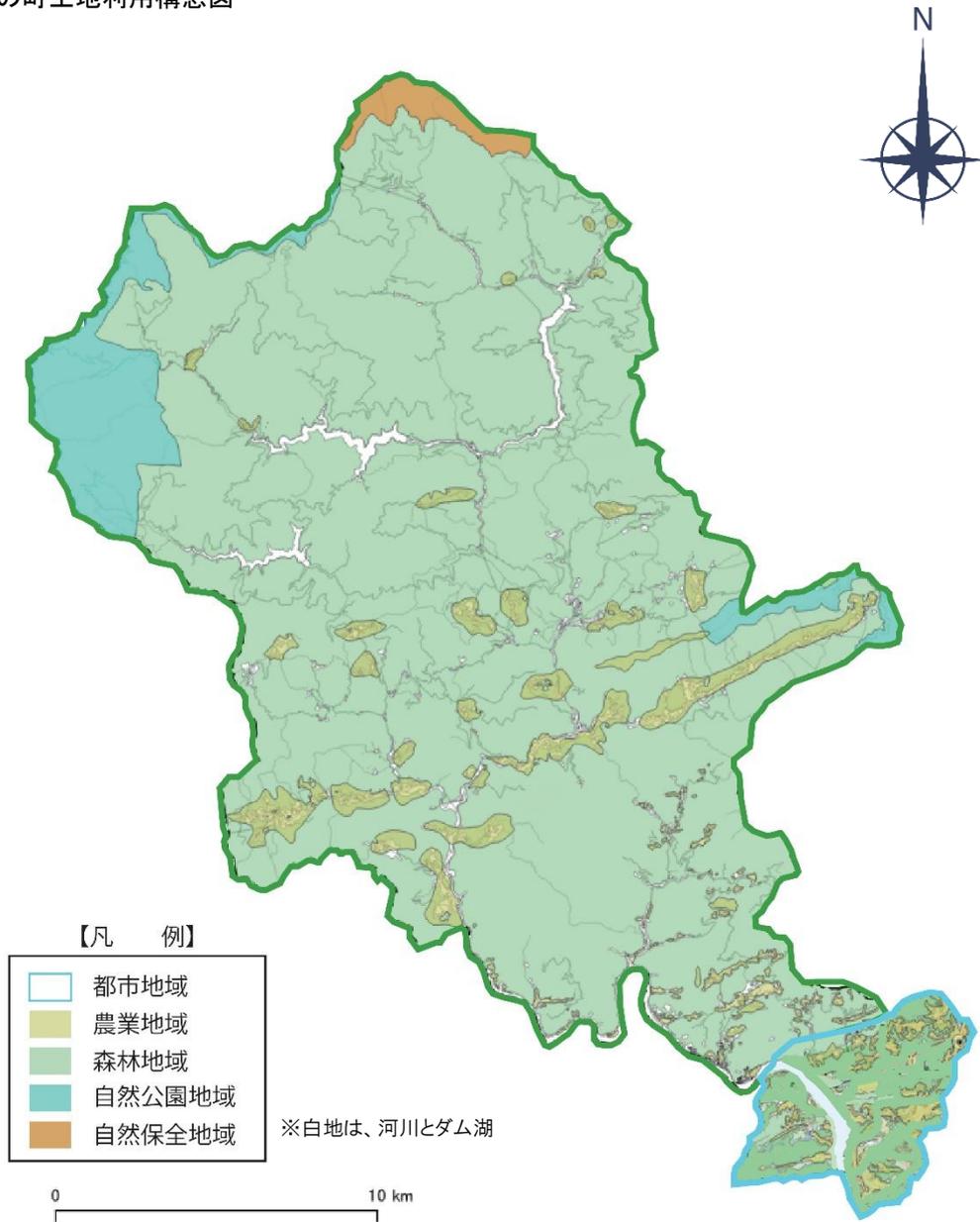
「自然公園地域」は、北部の山岳地域とします。豊かな自然が残っており、いの町の自然資源として自然環境を守っていくとともに、山岳観光を含む、観光レクリエーション等の交流機能に活用します。

(5) 自然保全地域



「自然保全地域」は、貴重な風衝地植生が分布する北部の自然環境保全地域とします。優れた自然環境・景観の保全及び適正な森林管理・整備を前提とした土地利用を進めます。

図5 いの町土地利用構想図



第5章 いの町の基本施策

1. 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり（自然環境・生活基盤）

自然環境、住環境、生活環境の3つの環境について、整備・向上に取り組む

地球温暖化対策は、本町のみならず地球規模での問題となっています。脱炭素社会を目指した取組の推進は社会的な潮流ともなっており、環境対策の推進は必須となっています。そのため、山のまちである本町としては、カーボンニュートラルの実現に向け森林整備の推進による森林吸収量の確保・強化に取り組む必要があります。また、本町には、まちの歴史を形成してきた美しい川が流れています。水のまちとして、これら河川における水質汚濁防止などに取り組んでいく必要があります。豊かな自然環境との共生を基本として、環境への負荷の少ない循環型社会づくりに取り組みます。

住環境の向上を目指すとともに、生活基盤の整備や南海トラフ地震対策等の災害に備えた防災・減災対策、交通安全・防犯対策などの生活環境促進を図ることにより快適で安全なまちづくりを進めます。

豊かな自然環境を守り、暮らしやすく安全で快適な住まいの場を提供することにより、住み続けられるまちを実現します。

1 自然環境との共生

- 環境を保全するため、製紙工場排水処理施設及び生活排水処理施設の整備を促進し河川美化・浄化活動を推進します。また、行政と町民、事業者がそれぞれの役割や責任のもとに、連携・協力し環境美化を推進します。併せて、植物や動物、昆虫等の自然生体系の保全を図るための環境づくりに努めます。
- 自然条件等に応じた適切な主伐・更新による均衡のとれた齢級構成に誘導する取組を推進するとともに、引き続き保育施業への支援に努めることで、多様で健全な森林への誘導を図ります。
- 二酸化炭素の排出量削減を目的とし、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入促進と公共施設等における省エネを推進するとともに、町民・企業と協力しリサイクルやリユースの意識を高め、家庭におけるごみの減量化と再資源化等の推進を図ります。

2 快適な生活基盤の整備

- 幹線道路及び町道などの生活道路の道路機能の整備推進を図るため、国及び県に対する幹線道路の整備要望と町道などの生活道路の計画的な整備や維持・管理を行います。
- 住環境整備のため、空き家を活用した住居の整備と町営住宅の適正管理を行うとともに、人口の流入促進と流出抑制を図るため、きめ細かな相談体制の整備と様々なニーズに応じた支援事業を実施します。また、町内で住宅を建築したいというニーズに対応するため、空き地情報提供の仕組みの構築を図ります。
地籍調査では、土地所有者による現地立会が困難になっている現状を踏まえ、現地立会の負担を軽減した調査手法の導入を図る必要があります。そのため、現地立会を必ずしも必要としない新たな測量技術を活用した地籍調査の推進を行います。
- 老朽化した水道施設の維持・管理を行い、上水道における既存施設の適正管理と中山間地域における生活用水の確保を図ります。
- 下水道・農業集落排水等の施設を、計画的に更新するなど適正な管理に努めます。また、生活環境や自然環境の保全を図るため、下水道未整備地域への整備を行います。

- 町民等の移動手段を確保するため、公共交通の維持及び利用者の増加に向けた利便性向上を図ります。
- テレビ共聴施設の管理・更新等には多額の費用がかかり、テレビ組合だけでは費用負担が困難であるため、補助事業を実施し負担軽減を図ります。また、急速に進むデジタル化社会に取り残されないよう情報格差対策を行います。

3 安全な住民生活の確保

- 防災対策機能の強化を図るためには、南海トラフ地震に対するハード・ソフト事業の推進を図る必要があります。そのため、南海トラフ地震対策の推進、避難施設・備蓄拠点の充実、災害の情報伝達及び防災啓発の強化を行います。
- 浸水対策の推進を図るため、既存施設の更新及び維持・管理と流域治水の推進が必要です。特に流域治水においては、浸水被害の軽減・解消を目指し「氾濫を減らす」「備えて住む」「安全に逃げる」の3方策など各河川に応じた対策を検討のうえ、河川整備等を行います。
- 土砂災害特別警戒区域等におけるハード・ソフト一体となった対策の推進を図るためには、治山事業等の実施により、斜面の安定化や荒廃した溪流の復旧、地すべりの抑制・抑止等の推進に向けた要望を行います。また、地域住民に土砂災害のリスクや適切な避難行動について理解を深めてもらうため、啓発活動に取り組みます。
- 地域防災対策の強化を図るためには、地域の防災組織に対する様々な取組支援と消防組織に対する支援が必要です。地域の防災組織に対する様々な取組支援を行い、地域防災力の向上を図ります。消防組織に対する支援では、消防施設・消防組織の強化を行います。
- 犯罪や事故に対する防犯意識の向上と地域連携を強化するためには、交通安全及び防犯対策の推進を行う必要があります。そのため、交通安全対策の充実と防犯対策の強化に取り組みます。
- 安全で安心な消費生活の実現のためには、複雑化・多様化する社会の中で消費者行政の推進と消費生活活動に伴うトラブルや被害を未然に防ぐための対策が必要です。そのため、自主的な消費者活動及び消費者支援の推進を行います。

2. 安心とやさしさのある健康と福祉のまちづくり (健康・福祉)

子どもから高齢者までが助け合いながら、安心して元気に暮らせるまちづくり

少子・高齢化が進む中、高齢者や障がい者をはじめ、すべての町民が安心して健康に暮らせることが求められています。新型コロナウイルスの世界的な蔓延を経て生活様式は変化しており、併せて、疾病構造^{*}の多様化に伴い、町民の健康志向等、健康や福祉に対する関心は非常に高まっています。高度化・多様化する住民ニーズに対応したサービスを提供することにより、安心とやさしさのある健康福祉のまちづくりを進めます。

また、今後は更なる子育て環境の充実が求められます。出会いから結婚、妊娠から出産、育児に至る流れの中で、様々な支援を行うことにより、総合的かつ体系的な事業展開を図り、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを目指します。子どもから高齢者までが、助け合いながら、安心して元気に暮らせる環境を構築し、住み続けたいまちづくりに寄与します。

1 健康づくりと医療サービスの充実

- 意識の向上を図り、町民一人ひとりの健康づくりを支援するために、健康診査及び指導の実施、周知、勧奨、健康被害救済等、保健活動や予防対策、健康増進対策の推進に努めます。
- 本町全体で医療と介護の連携・強化の推進を行うためには、平常時における医療体制の連携推進と災害時に備えた対策の推進が必要であり、病病連携、病診連携、経営強化プランの着実な推進や地域医療体制の充実を図ります。また、災害時に備え、災害時医療救護体制の充実に努めます。

2 出会い・結婚・子育て支援

- 出会いや結婚に向けた一歩を後押しするため、官民協働で地域資源を活用した出会いの場の創出及び経済的な支援事業を実施します。
- 妊娠・出産期における健やかな子育ての支援とともに、乳幼児期の健康と子育て支援を行うことにより、妊娠・出産期、乳幼児期のすべての子育て家庭に対する決め細かな支援の推進を図ります。
- 子育てに係る環境整備と地域全体での子育て体制づくりを行うことにより、妊娠期・子育て期の不安や負担の軽減に努めます。

3 福祉の充実

- 高齢者福祉を充実させ、高齢者がいくつになっても住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくりを行うために、福祉サービスの充実、介護保険サービスの充実、介護予防・生活支援の充実、地域包括ケアシステムの深化・推進、生涯現役社会づくりの推進を図ります。
- 障がい者福祉を充実させ、すべての人がいきいきと輝いた生活が送れ、人権を尊重し、互いに支え合うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等が連携し、人にやさしい共生のまちづくりの実現をめざします。そのためには、誰もが住み続けられる地域共生の推進、疾病や障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり、安心して生み育てることができるまちづくりを行っていきます。
- 地域での包括的支援体制構築のために、地域社会全体での福祉推進、総合的自殺対策を推進し、地域共生社会の実現、生きることの包括的な支援を行います。

^{*}疾病構造とは…国民全体のなかでの疾病の種類と量的な存在の関係をいう。すなわち、ある国のある時点で、どんな疾病にどのくらいの人がかかっているか、そして、それがどのような傾向にあるかを示すものである。

3. 多彩な産業と観光が展開され、活力あるまちづくり（産業・観光）

“職”の確保により住み続けられる、出て行っても帰りたくなるまちづくり

地域の活力を維持・向上させるためには、既存産業の活性化や就業機会の創出等、職の確保が必須であり、産業の振興は、いの町のまちづくりにおいて不可欠な要素となります。このため、伝統を誇る土佐和紙や地域の主力産業である農林業・製紙業の振興はもとより、自然環境や地域資源を生かした多彩な産業が展開する活力あるまちづくりを進めます。いの町に住み続けるためには、地域資源を活用した産業の振興により、生活の基盤である“職”をしっかりと確保し、住み続けたい、もしくは、出て行っても帰りたくなる環境を目指します。

1 農林畜水産業の振興

- 稼げる農業の実現に向けて、厳しさを増す農業を取り巻く環境への対応や農業従事者の高齢化と担い手の減少への対策、関係機関と連携した地域農業のあり方の検討を進めていきます。厳しさを増す農業を取り巻く環境への対応については、地産地消の推進、有害鳥獣対策の推進、耕作放棄地対策を行います。農業従事者の高齢化と担い手の減少への対策では、新規就農者の確保、育成を行います。また、関係機関と連携した地域農業のあり方を検討し、集落活動への支援、農業生産基盤の整備を行います。
- 林業経営体を実施する森林整備等への支援の継続・充実を図るとともに、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査などを進め、健全な森林づくりと森林の適正な利用・管理につなげます。また、林道及び林業専用道の整備を進めます。
- 水産資源を活かした交流を促進し、水資源の活用による事業展開を進め、水産業の管理につなげます。後継者不足・販路拡大への対応をしていくためには、安全で安定的な畜産物の供給を図り、消費拡大の推進による経営の安定化を行います。

2 商工業・観光業等の振興

- 持続可能な事業の実現のために、地域の方々が暮らしやすいまちづくりのための商業の振興、産業の高度化と経営の合理化、雇用の場の創出を図ります。商業・サービス業の活性化を行うことで、地域の方々が暮らしやすいまちづくりのための産業を振興します。また、産業の高度化と経営の合理化のための経営・技術の強化を行います。さらに、雇用の場を創出するために、企業立地の促進を行います。高知自動車道伊野インターチェンジ及び高知西バイパス1km以内の農地、国道及び主要県道周辺での地区計画においてにおいて、企業誘致の推進を図り産業の振興と雇用の創出を目指します。
- 伝統産業である土佐和紙産業を継承するために、土佐和紙産業の後継者の育成による後継者対策、原料生産者や生産量の把握と確保、土佐和紙の情報発信・交流連携による認知度向上と消費拡大、市場ニーズにマッチした商品開発と需要・販路拡大を図ります。
- 魅力ある地域資源を活かした観光の実現のためには、地域周遊につながる対策、観光客を取りこぼさない取組、総合的な「観光資源」の創造が必要です。観光資源の整備と有効活用を行い、地域周遊につなげます。また、観光客を取りこぼさない取組では、受け入れ体制の整備・充実、観光振興対策の充実を行います。さらに、広域連携事業の取組により総合的な「観光資源」の創造につなげます。

4. 人や文化を育む心豊かなまちづくり（教育・文化）

一人ひとりを伸ばす教育・保育へ

子どもたちには複雑で予測困難な時代において、答えのない「問い」に立ち向かうために、目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の人たちと協働的に議論し、納得解を生み出すことができる「資質や能力」を育み、全ての町民が交流しながら生涯にわたり学び続け、文化的・健康的な生活が送ることができる教育環境を整備します。

これまでは、長年取り組んできた道徳教育や自分のことも相手のことも大切にすることができる自尊感情を高める教育で、柔軟な心で互いに尊重し合い、社会に対応できる力を持った人間を育ててきました。令和5年度からは、子ども一人ひとりの学びのスピード・学びへの興味関心・学びの得手不得手は違うことを踏まえた「いの町 令和の教育ビジョン」を基に、そろえる教育から一人ひとりを伸ばす教育・保育に取り組んでいます。

1 学校教育・幼児教育・保育の充実

- 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、道徳教育や体力等の充実により、豊かな心や健やかな体を育成し、「知・徳・体」の調和がとれ自らの人生を切り拓き社会で生き抜く「生きる力」の育成に努めます。
- 外部の専門人材の有効活用等により学校の教育活動の質的な向上や学校の組織的・協働的な取組を推進します。
- 全ての子どもが持って生まれた「いのち」を育み、一人ひとりが尊重されるための教育、妊娠・出産から学齢期まで成長に応じた発達を支援するための施策等、子どもの健やかな成長につなげるための環境づくりを推進します。
- 成長段階に応じて関わる教育機関の縦の連携及び福祉、保健、医療等の専門機関と家庭や地域社会との横の連携の充実を図ります。保護者の子育てと就労の両立を支援することにより、安心して子育てできる環境整備の拡充を図ります。
- 厳しい環境にある子どもたちの養育支援には、それぞれの状況に応じた適切な支援が切れ目なく継続的に実施されることが必要です。不登校支援や児童虐待防止の充実のために、教育支援センター「のぞみ教室」の支援体制の充実と「学びの多様化学校」との連携、「こども家庭センター」における母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働、個別相談援助への対応の強化を行います。福祉・教育・医療・地域等が連携し、子どもたちへの支援の充実を推進します。

2 地域とともにある学校づくり

- 学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進します。
- 森林環境教育やそれ以外の活動において、地域住民が自ら行う活動及び幼児期から木と触れ合う「木育」への支援、森林環境譲与税の有効活用等を推進し、環境学習・環境教育の機会の拡大を図ります。

3 学び続けられる生涯学習社会の実現

- 登録無形文化財の保護や、伝承活動に取り組む際に活用できる環境の整備を行います。また、伝統芸能

を保存・継承する人材の育成や確保ができるよう組織のサポートを行います。

- 誰でも、いつでも、どこでも興味や必要に応じて学ぶことのできる環境を整備し、生涯学習に取り組む町民が学習の成果を活かして活動することにより、地域や家庭の教育力の向上を図る環境を整備します。
- 町民の誰もが、いつでも、身近なところでそれぞれの関心や技能に応じて様々なスポーツに主体的に参加することができるよう、総合型地域スポーツクラブをはじめとした各種関係団体の実施するスポーツイベント等の活動を積極的に推進します。また、公民館の耐震化等、より効率的で適切な施設の維持・管理を図ります。

5. 住民と行政の連携・協働によるまちづくり（連携・協働）

行政・町民・企業をつなぐコミュニティ醸成とそれらを支える高度な行政サービスの提供

少子高齢化や人口減少が進む中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、まちづくりの様々な分野において、町民の参画や町民が主体となった活動が不可欠となっています。また、それら活動をしっかりと支えていくためには、行財政運営の効率化を進め、町民に高度な行政サービスを提供する体制を整備することが求められています。基本理念にも掲げた通り、町職員を含む町民が「誇り」「愛着」「共感」をもち、まちづくりの各分野において適切な役割分担のもとで、共に働くことにより、町民と行政の連携・協働によるまちづくりを進めます。

行政、町民、企業、地域内、地域外等をつなぐコミュニティの醸成を図るとともに、それらをしっかりと支えていくための、住民サービスの向上や職員資質の向上を図りながら、高度な行政サービスを提供します。

1 コミュニティの育成

- 地域コミュニティの再生のためには、連帯感や自治意識にあふれた地域支え合いの仕組みづくりが必要です。そのために、コミュニティ意識の高揚と組織の活性化と地域リーダーの育成に努めます。
- コミュニティ活動の場の充実を図るため、町有施設については、より安心して利用できる施設にするために、優先順位をつけて整備を行います。また、低未利用地で、民間事業者等が主体的に活動できる仕組みづくりを行い、民間事業者等の連携の推進を図ります。

2 人権の尊重と男女共同参画社会の促進

- 人権尊重意識の普及・高揚、自尊感情を養う取組推進するため、人権教育の推進と人権擁護体制の充実を図ります。
- 男女共同参画社会の形成を目指すため、男女それぞれの意識啓発を図ります。

3 住民参画による行政運営

- 住民との協働を図るため、行政運営の公正性・透明性の確保、行政情報の積極的かつ理解しやすい提供をすることで、開かれた行政の推進を行います。
- 広域連携の推進のために、町単独では困難な課題・ニーズに対応し、周辺市町村と連携した取組を行います。
- 健全で透明性の高い行財政運営を行うため、職員研修を行い、社会情勢の変化に柔軟に対応できる町職員の成長機会を提供します。また、効率的な行政運営や行政の迅速かつ的確な対応が求められることから、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を図ります。

6. まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口維持・増加、地方創生の実現

少子高齢化及び人口減少問題に対しては、基本的に「出生数の維持・増加を図る」と、「転入者が転出者を上回る状況をつくる」の2点と考えます。総合戦略の達成により、移住・定住、子育て、福祉、教育、暮らし、協働等、魅力あるまちづくりを展開し、町民が安全・安心に暮らしていける町を目指します。

1 産業活性化と安定した雇用を創出する

- 農業委員会等と連携した農地の貸借・農作業受託の斡旋を促進するとともに、有害鳥獣対策を推進することで農作物の被害防止を推進します。また、継続的な産地提案型の担い手確保対策や、中山間地域で小規模な就農を目指す研修生への支援等を行います。
- 森林の有する多面的機能の適切な発揮に向け、林内路網の整備を推進、間伐等の森林施業の集約化、高性能林業機械導入等による作業の効率化、林業経営体における人材の確保・育成を重点的に支援します。
- 本町の自然や歴史、文化、特産品といった資源を活かした観光ルート化及び体験メニューを創出や、周辺市町村と連携した多面的な観光振興を図り、観光サービス産業の拡大を図ります。
- 遊休地、遊休施設等の情報提供を行うなど企業誘致活動の充実を図ります。進出企業に対しては、安定操業ができるよう初期投資等の負担軽減を図るための支援を行います。本町の基幹産業である製紙業については、技術の高度化や消費者ニーズにあった高付加価値製品の開発、経営の合理化などをめざす積極的な企業の取組を支援します。また、伝統産業である土佐和紙の魅力と土佐和紙の息づく地であることを発信し、伝統と技術を守り、後世に継承し、より価値を高める取組を進めます。

2 新しい人の流れをつくる

- 新しい人の流れをつくるためには、いの町を知ってもらい、関心や関わりを持っていただき、移住先の選択肢として「いの町」を選んでいただくため、いの町の暮らしの情報をホームページや高知県の取組と連携して発信し、移住を検討してもらおうきっかけづくりを行います。
- 移住希望者に対するきめ細かな相談体制を整備し、住まいの確保、人口の流入促進・流出抑制を目的とした様々な支援事業を実施することで移住定住促進を図ります。

3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、 仕事と子育てが両立できる環境を整備する

- 誰もが希望の時期に子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた妊娠、出産、子育て支援に加え、それ以前の段階である出会いや結婚への支援を行い、各ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。
- 多様なニーズに対応した保育サービスや放課後の学びの場を充実させ、誰もが働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進します。

4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- 賑わいと魅力ある集落の維持再生に向けた取組を行う集落活動センターの開設・運営を支援します。また、小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点となるあったかふれあいセンター事業を充実させ、子どもから高齢者まで誰もが集える居場所を提供します。

- 中心市街地の魅力の再生・創出に向け、魅力ある新規店舗や既存店舗の経営改善、スムーズな事業継承などの支援策を展開し、官民連携してひとが集うまちを目指します。